

金融危機後のIASBの変化：2つの正統性の視点から

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 大阪市立大学経営学会 公開日: 2019-06-12 キーワード (Ja): 国際機構, デュー・プロセス キーワード (En): EU, IFRS 作成者: 森, 洵太 メールアドレス: 所属: 愛知淑徳大学
URL	https://doi.org/10.24544/ocu.20190612-002

Title	金融危機後の IASB の変化 : 2 つの正統性の視点から
Author	森, 洵太
Citation	経営研究. 70(1); 57-70
Issue Date	2019-05-31
ISSN	0451-5986
Textversion	Publisher
Publisher	大阪市立大学経営学会
Description	

Osaka City University

金融危機後の IASB の変化

— 2 つの正統性の視点から —

森 洵 太

- 1 問題の所在
 - 2 分析視角
 - 3 EU における正統性
 - 4 金融危機後の IASB の変化
 - 5 結びに代えて
- 参考文献

1 問題の所在

2008 年に生じた世界的金融危機において、IASB (International Accounting Standards Board: 国際会計基準審議会) は IAS 39 号および IFRS 7 号について、デュー・プロセスを経ずに改訂を行った。このことが IASB の正統性を棄損したことは、森 (2015) で検討したとおりである。

金融危機以後、IASB および IASB の活動を統治する IFRS 財団 (International Financial Reporting Standards Foundation) にはいくつかの変化がみられる。例えば組織面では、2009 年のモニタリング・ボード (Monitoring Board) の新設や、2013 年には ASAF (Accounting Standards Advisory Forum: 会計基準アドバイザリー・フォーラム) の設置など、多くの利害関係者 (団体) を IASB、IFRS 財団に関与させる仕組みを構築している。手続面においては、デュー・プロセス規程の改正や DPOC (Due Process Oversight Committee: デュー・プロセス監督委員会) の関与拡大など、金融危機の際に軽視していると批判されたデュー・プロセスについて、重視する姿勢を打ち出している。いっぽうで、IASB 発足当初から主張されてきた公正価値会計の適用については主張の後退がみられ、2018 年 3 月に最終版が公表された概念フレームワーク・プロジェクトにおいて、公正価値による単一測定モデルの採用が否定された。金融危機以後、公正価値会計の原則適用から「歴史的原価を主たる測定基準とし、それを補完するために時価や公正価値を適用する『歴史的原価会計』への揺り戻し」(角ヶ谷, 2014, 177 頁) の動きをみることができる。

本稿では、このような金融危機以後の IASB の行動を分析するための視角として、国際政

治学の分野、とりわけ EU (European Union: 欧州連合) の研究で取り上げられる「インプットの正統性」(Input-oriented legitimacy) と「アウトプットの正統性」(Output-oriented legitimacy) という、2つの正統性を用いる。国際政治学の分野では、EU に何度か生じた危機について、2つの正統性を用いた先行研究の蓄積がある。森 (2015) においては、正統性を政治的 (political)・手続的 (procedural)・実質的 (substantial) 正統性から構成されるものと定義した。ただし、森 (2015) における検討では、3つの正統性がそれぞれ相互補完的に作用するのか、あるいは3つのうち1つでも十分に満たせていれば、正統性が十全と看做せるのか、その関係性については明らかにすることができなかった。本稿で用いる国際政治学分野の先行研究におけるインプットとアウトプットの正統性は、インプットの正統性は森 (2015) における政治的・手続的正統性を、アウトプットの正統性は実質的正統性をそれぞれ包含するものと捉えることができる。2つの正統性に関する先行研究を検討することによって、正統性のそれぞれの関係性について再考することが本稿で得たい理論的含意である。さらには、IASB の金融危機以後の変化について2つの正統性を軸に検討することで、正統性の観点から実践的含意を得ることも期待される。

本稿は次のように構成される。つづく第2節においては、分析視角として用いる2つの正統性について、先行研究の整理および定義を行う。第3節においては、分析視角を用いたケースとして、EU の正統性に関する先行研究を検討する。第4節では、金融危機以後の IASB および IFRS 財団の変化について考察し、分析視角を用いた検討を行う。最後に第5節において、本稿のまとめを行う。

2 分析視角

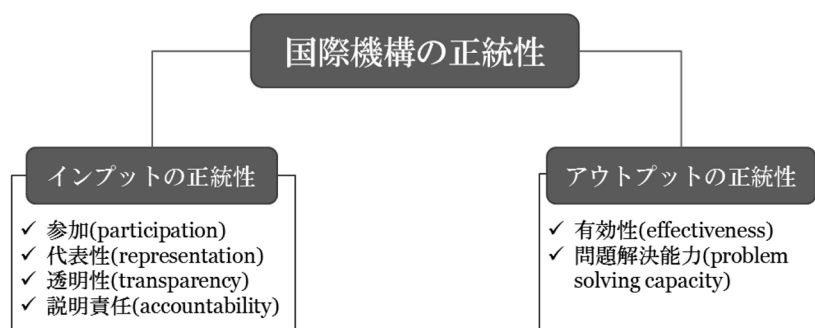
前節で述べた通り、EU を巡っては国際政治学分野における豊富な先行研究の蓄積がある。これらの中でも、とりわけ正統性を鍵概念として用いた先行研究を参照しながら、本稿ではインプットの正統性とアウトプットの正統性という2つの正統性概念について検討をすすめていく。

EU の民主主義に問題意識を持った論考であるシャルプ (Scharpf, F.W) は、国際的な統治における正統性の問題をインプットとアウトプットの2つによる正統化 (legitimation) に整理した。シャルプのかかる議論は、ポスト・ナショナルな正統性の検討において「単純ながら有効な視角を与えた」(小川, 2003, 2頁) と評されている。シャルプによれば、インプットの正統性とは「人民による統治 (government by the people, 下線筆者)」(Scharpf, 1999, p. 6) という視点からみた正統性である。すなわち、政治的選択は構成員 (国民、市民等) の意思を反映する場合、そして反映するがゆえに正統であると捉える概念である (Scharpf, 1999, p. 6)。国際機構であれば公衆の参加やその代表性が当然に議論の対象となるだろう。いっぽうで、アウトプットの正統性とは「人民のための統治 (government for the people, 下線筆

者)」(Scharpf, 1999, p. 6) の視点からみた正統性である。ここでは政治的な選択は、構成員に共通の福祉を効果的に推進する場合に正統であると捉える概念である (Scharpf, 1999, p. 6)。ここで強調しておきたいのは、インプット／アウトプットの正統性はどちらかがあれば十全に正統化される、という議論ではない点である。公衆の参加が得られなければ国際機構は民主的に正統化されない。いっぽうで、十分な参加が得られていても、その政策決定が共通の福祉の推進に寄与しない場合も正統化することはできない。つまるところ、民主主義はインプット／アウトプットの「どちらにも還元できないということになる」(遠藤, 2013, 256 頁)。民主主義社会において、国際機構は両方の正統性の獲得をにらみながら運営を行うという難しい舵取りを迫られることになるのである。

Wiercx (2011) では、Scharpf (1999) 以降の議論を整理しながら、インプット／アウトプットの正統性を次の要素にそれぞれ還元している。インプットの正統性を構成する要素としては 1. 参加 (participation)、2. 代表性 (representation)、3. 透明性 (transparency)、4. 説明責任 (accountability) の 4 つが挙げられる。アウトプットの正統性を構成する要素としては、1. 有効性 (effectiveness)、2. 問題解決能力 (problem-solving capacity) の 2 つが挙げられている。これら議論を整理したものが図 1 である。

図 1 分析視角



出所) Scharpf (1999), Wiercx (2011) の議論を参考に筆者作成。

国際機構の正統性には、図 1 の通り 2 つの側面がある。インプット側に立って検討すると、多くの利害関係者が関与でき、透明なプロセスによる決定が正統性の観点からは重要であることが理解される。アウトプット側から検討すると、当然にその国際機構が提示する政策が有効であり、直面する課題に対する明確な処方箋を提示できることが重要である。

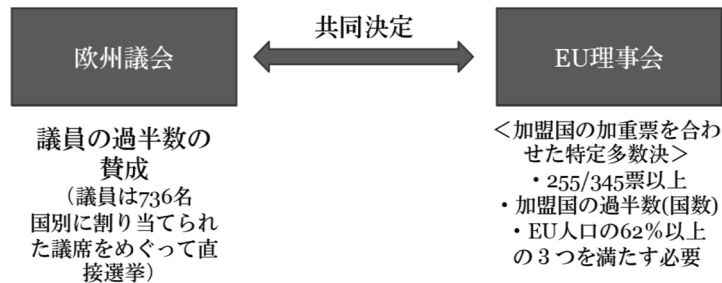
具体的に金融危機後の IASB の正統性についての検討に入る前に、次節では国家の枠組みを超えた利害調整の場としての EU に着目し、どのような正統性の議論がなされてきたのかを検討していく。

3 EUにおける正統性

EUでは、1990年代に「民主主義の不足 (Democratic Deficit)」¹⁾論が盛んとなった。これは欧州統合が進むにつれて、とりわけ経済・金融分野においてEUが徐々に超国家的権限を持つようになりながら、各国国民はその決定に民主的に関与できないという批判である。欧州ではこの時期、欧州諸共同体 (European Community: EC) をさらに発展させたEU誕生に向けたマーストリヒト条約の批准手続が佳境を迎えていた。この批准手続が批判も相まって難航する。デンマークでは国民投票の結果、否決されることになり、フランスにおいても国民投票で僅差の可決となるなど、EUは批判にさらされながらの船出となったのである。民主主義の不足論の論拠として、庄司は次の3点を挙げる (庄司, 2006, 210 頁)。第一に、国際レベルで誤った決定がなされた場合にそれに直接説明責任を負う政策決定者がはっきりしない点である。例えばIFRSの場合、設定主体であるIASBが責任を持つべきか、エンドースメントした行政機関、わが国においては告示指定を行う金融庁が責任を持つべきかが曖昧となる。さらには、国際機構による規制はネットワーク化しており、様々な団体による決定が規制を構成するため、この問題はより複雑化するのである。第二に、国際的な政策決定過程を精査することが困難である点が挙げられる。地理的・言語的障壁のみならず、前述の規制のネットワーク化により、1つの政策決定には多くの団体の関与があるため、精査は国内の政策決定過程より困難となる。第三に、行政府が情報の点において主権者などの他のアクターより圧倒的に有利である点が挙げられる²⁾。国際的な政策決定の場合、第二の点でも述べたように障壁が大きくなるため、情報の非対称性がより顕著に現れやすい。

EUはこのような批判を克服するため、欧州議会の権限を拡大する方策を採った。欧州議会自体は1952年の欧州石炭鉄鋼共同体 (European Coal and Steel Community: ECSC) の「共同総会」として設立をされていたが、あくまで諮問機関との位置づけであり、具体的な権限は有していなかった。同共同体は「行政優位の思想にたち、議会制民主主義という感覚が、十分制度化されていなかった」 (児玉, 2016, 76 頁) のである。しかしながら、民主的な運営を行うために1970年代に加盟国別に議員を直接選出する直接選挙制の導入、EC (欧州共同体) 予算への同意権、予算執行監督権の付与などの改革が行われていく。しかし、引き続き立法権はEC加盟国元首らから構成される理事会 (council) が独占しており、欧州議会はあくまで諮問機関的な位置づけに据え置かれたのである。さらに、理事会メンバーは直接選挙では選出されないなどの問題点があった。そこで1993年11月に発効したマーストリヒト条約では、欧州議会により大きな権限を与えるべく、一部政策に「共同決定手続 (co-decision procedure)」を採用した。児玉 (2016) は、「EUの発展は立法局面では、欧州議会が立法過程に参加を拡大していく過程であったということが出来る」 (77 頁) と指摘している。新たに採用された共同決定手続 (2014年10月31日まで) の概要は図2の通りである。

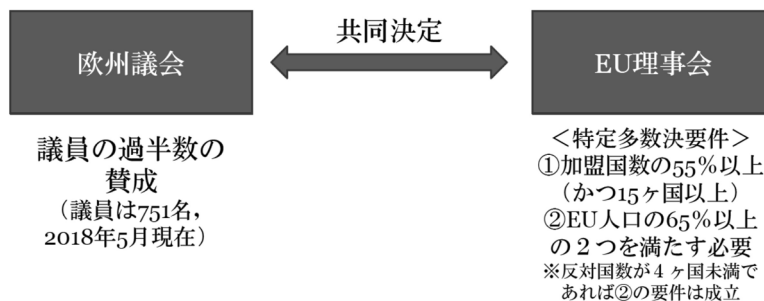
図 2 共同決定手続の概要（～2014.10.31）



出所) EU (2007) 過渡規定に関する議定書 第3条第3項をもとに筆者作成。

欧州議会では、加盟国の国民から直接選挙で選出された議員による過半数の賛成が必要となる。理事会では加盟国に異なる票数が与えられており、255/345票以上の賛成（約4分の3）、加盟国の過半数の賛成、賛成国の人口合計がEU総人口の62%以上、の3要件を満たした場合に初めて理事会の決定となる特定多数決方式（qualified majority voting）が採用されている。このように共同決定手続とは、欧州議会およびEU理事会の両者ともに賛成の議決が得られた場合にのみEUとしての決定となる手続のことであり、かなり厳格な手続要件となっている。さらに、2009年に新たに発効されたリスボン条約では、共同決定手続の名称を「通常立法手続（ordinary legislative procedure）」に改称し、より広範囲で本手続を用いることとなった³⁾。いっぽうで、かなり成立要件が厳しいことから、適用範囲を拡大したことと引き換えに、理事会の特定多数決要件は段階的に簡素化された。現行の通常立法手続の概要を図3に示す。

図 3 通常立法手続の概要（2017.4.1～）



出所) EU (2007) 欧州同盟条約第16条第4項、欧州連合運営条約第2項をもとに筆者作成。

このように、EUでは「民主主義の不足」論を中心とした批判に対し、加盟国の国民が直接選挙で議員を選出できる欧州議会の権限を拡大する形で改革を推進してきたことが分かる。大国や小国が入り混じる構成となっているEUでは、小国の利益の確保と、政策決定の効率化を

両立するために理事会の特定多数決要件を微調整しながら今日に至っていることが理解されるのである。

ここで、前節で提示したインプット／アウトプットの正統性を用いて EU について若干の検討を試みたい。そもそも EU とは、為替問題や環境問題など、国家が単独で対処できない課題を取り上げることににより、その有効性や問題解決能力の高さをアピールしてきた。為替問題においては域内通貨の統合により、為替相場の変動というリスク要因を排除し得るのみならず、欧州の為替市場による存在感を高めることができる。また、環境問題においては、臼井（2012）が指摘するように、環境問題で世界をリードし、環境でアイデンティティを追求する EU の「価値規範志向」と、環境をツールに競争力を向上させようとする「経済戦略志向」の同時追求が「EU の規制力をグローバルなものへと高める」（臼井，2012，157 頁）ことが指摘されている⁴⁾。このように、EU はその設立当初から、国家単独では解決が困難な問題に処方箋を提示することで、アウトプットの正統性に偏る形ながら正統性を獲得してきたと捉えることができる。しかし、新興国の台頭による欧州経済の低迷や、移民労働者の増加による社会不安の増大など、EU の有効性、問題解決能力に疑問符が付き始めた。いわば、アウトプットの正統性に依存する形で正統性を獲得することが困難になり始めたのである。近年の EU は加盟国を増やすのみならず、理事会が独占していた立法権を欧州議会も関与させる形に改正し、加盟国国民が欧州議会の議員を選出する形で政策決定へ関与するルートを確保するなど、インプットの正統性の獲得を模索する動きがみられる。しかし、インプットの拡大は EU 内の異質性を増大させる結果に繋がり、政策決定プレイヤーの増加により有効な政策を打ち出せないという、いわば正統性のジレンマに陥っている。これが現状の EU ではないかと考えられる。ここで、長くなるが重要と思われる遠藤（2013）の指摘を引用したい。

「…域内市場を確立することで繁栄に寄与し、加盟国を束ねることで影響力を共同で引き上げ、そして独仏和解や域内平和を演出することで『きちんと機能』してきたがゆえに、その限りにおいて EU は正統であり、異議が生じにくかったのである。それに加えて、欧州議会などの回路を通じて『入力志向の正統性』を取りつくろい補強を試みてきたものの、それは基本的には『出力志向の正統性』で支えられてきたといえる。

しかしながら、2009 年末以降の（筆者注：金融）危機は、この EU の機能的正統性に深刻な打撃を与えた。それが深刻なのは、第一に単一通貨ユーロが EU の中核的なプロジェクトであったこと、第二にユーロとユーロ圏が誰の目にも明らかな形で機能不全に陥ったことによる。『みんなで決めた』から正統であるという民主的な基盤がない分、『きちんと機能』し損ねたとたんに、この権力装置は弱点をさらけ出すのである」（遠藤，2013，282 頁）。

国家を超えた主体による政策決定の場合、政府が直接に、あるいは代理人を通じて関与する

ことによって、主権者の意思は委任の連鎖（chains of delegation）を通じて表現されることになる。国際機構の場合、委任の連鎖が「長くなりすぎる（too long）」（Richardson and Eberlain, 2011, p. 219）という問題が生じる。結果として、各国の主権者の意思が反映されなかったり、反映されたとしても時間がかかるため、正統性の程度が減じられてしまう。遠藤（2013）が指摘するように、EU を含め、国家を超えた主体には「みんなで決めた」という民主的基盤が厳密には存在しない。あくまでも国家の擬制として、民主的プロセスを組み込んでいるのであり、この欠如を補って余りある問題解決能力を誇示してきた EU が現在、危機を迎えていることは興味深い事例であるといえる。

本節では、高い有効性・問題解決能力のもとに深化を遂げてきた EU が、そのアウトプットの正統性に疑問符が付き始めてきたことを指摘し、欧州議会の関与拡大、政策決定過程の改革によるインプットの正統性の拡大を模索するものの、インプットの拡大がむしろ、EU としての有効な政策を打ち出せなくなるというジレンマに陥っている状態を検討してきた。EU と全く同性格ではないものの、国家間を跨る政策決定を行う点では、IASB も同様のジレンマに陥る可能性を否定できない。そこで次節においては、金融危機とその後の IASB の変化に焦点を当て、前節で提示した 2 つの正統性の見地から考察を試みることにしたい。

4 金融危機後の IASB の変化

2008 年 9 月にニューヨーク証券取引所（NYSE）で生じた株価暴落を機に世界的に波及した金融危機によって、IASB は公正価値会計の凍結を迫られた。同年 11 月の G20 首脳によるワシントン・サミット声明における会計基準設定主体のガバナンスに関する言及（G20, 2008）や、EU からの圧力⁵⁾など、様々な政治的次元から IASB に対し金融危機への緊急的な対応が求められた。結果として 2008 年 11 月、IASB はデュー・プロセスを経ることなく、IAS 39 号および IFRS 7 号において、認められていなかった金融資産の保有目的区分の変更を条件付きながら認める改訂を行ったのである。本改訂は、手続の正統性という観点から「IASB の正統性をゆるがす問題をはらんでいる」（山田，2009，45 頁）といえ、森（2015）で指摘したように「EU という IASB にとっての後ろ盾」（森，2015，121 頁）との関係維持のため、手続的正統性を棄損するような対応を採らざるを得なかったと考えられる。本節では、金融危機以降、IASB および IFRS 財団に関する変化に着目し、インプット／アウトプットの 2 つの正統性の見地から IASB の行動に金融危機前後でどのような違いが見られるのかを検討していく。

金融危機の翌年、IFRS 財団は資本市場規制当局者から構成されるモニタリング・ボードを新設した。その後 2012 年に、モニタリング・ボードは IFRS 財団のガバナンス改革について提言を行い、モニタリング・ボードに新興国の資本市場規制当局者を追加し、現在は図 4 に示した通り、8 つの団体（地域）代表から構成されている。モニタリング・ボードは IFRS 財団の活動を監視し、さらには IFRS 財団の選任された評議員の承認権を有している。すなわち、

図4 モニタリング・ボードの概要



出所) IFRS 財団 Website をもとに筆者作成, <https://www.ifrs.org/groups/ifrs-foundation-monitoring-board/#members>, 2018.12.16 最終閲覧。

2009 年以降は IASB の活動を IFRS 財団が監督し、財団の活動をモニタリング・ボードが監督するという 3 層のガバナンス構造が特徴となっている。

そして 2013 年、IFRS 財団は ASAF を新設した。モニタリング・ボードは主に IFRS 財団の活動に対する規制当局者によるガバナンスを意図したものであるのに対し、ASAF は会計基準開発における各国設定主体とのコミュニケーションの改善を意図している。小賀坂（2013）によれば、ASAF は「各国基準設定主体や地域団体のバイラテラルな関係をマルチラテラルで公式なもの」にすることを目的としており、「今後の IASB の基準開発のあり方を変容させる可能性がある重要な取り組み」であると指摘されている（小賀坂，2013，31 頁）。表 1 で示した通り、ASAF は相当に幅広い地域の基準設定主体から構成される組織体であることが理解される。

このように、金融危機以後、IASB および IFRS 財団はモニタリング・ボードの新設や規模拡大、さらには ASAF の設立によって、IFRS の策定に関係する団体を公式的に関与させる仕組みを構築していることが指摘できる。

次に、IASB が持つデュー・プロセス規程について検討する。IASB および IFRS 財団は 2013 年に新たなデュー・プロセス規程である「デュー・プロセスハンドブック（Due Process Handbook）2013 年版」を公表した（IFRSF, 2016b）。過去の規程と比較すると、大きく次の 2 点の変化が観察される。第一に、討議資料・公開草案に対するコメント募集である「コメン

表 1 ASAF 構成メンバー

地域	メンバー
アフリカ	パン・アフリカ会計士連盟 (PAFA)
アジア・オセアニア	アジア・オセアニア会計基準設定主体グループ (AOSSG) 企業会計基準委員会 (ASBJ) 中国財政部会計司 (MOF-ARD) 韓国会計基準委員会 (KASB)
ヨーロッパ	欧州財務報告諮問グループ (EFRAG) フランス会計基準局 (ANC) 英国財務報告評議会 (FRC) イタリア会計基準設定主体 (OIC)
アメリカ	ラテンアメリカ基準設定主体グループ (GLASS) カナダ会計基準審議会 (AcSB) 米国財務会計基準審議会 (FASB)

出所) ASBJ Website をもとに筆者作成、<https://www.asb.or.jp/jp/ifrs/asaf.html>, 2018.12.16 最終閲覧。

ト・レター」の設定期間の延長が行われている。旧規程においては、コメント・レター期間は「通常 (normally) 120 日、最低 (minimum) 30 日」と、急を要する改訂であっても最低 30 日の期間が必要とされていた。最新の規程においては、通常の期間は変更されていないものの、「最低 60 日」と、コメント・レター実施に最低限必要な期間が延長されている。第二に、ミニマム・セーフガード (minimum safeguards) 規程の新設である。規程によれば、ミニマム・セーフガードとは、「デュー・プロセスにおいて必須である規程」(“The due process steps that are mandatory …”) を明記したものである (IFRSF, 2016b, para.3.43)。これは表 2 に示すように、6 つの規程から構成されている。そもそもデュー・プロセスは IFRS の設定ない

表 2 ミニマム・セーフガードの内容

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> (a) 最低 1 回以上の公聴会 (public hearings) の開催 (b) 新基準の草案に対するパブリック・コメントの実施 (c) コメント・レターのタイムリーな検討 (d) 再公開草案実施の検討 (e) IFRS 諮問会議 (AC ; Advisory Council) への報告 (f) IASB による解釈の承認 |
|---|

出所) IFRSF (2016b) para.3.43 より引用。

し改廃において経なければならぬ規程であるものの、前述の通り、IASB は金融危機の際にデュー・プロセスを省略し、批判を浴びた経緯がある。本規程によって最低限守らなければならない義務的なステップを明記することによって、デュー・プロセスを重視する姿勢をIASB および IFRS 財団が強く打ち出した規程であると考えられる。

ここまで検討してきたように、IASB は利害関係者の関与を拡大・公式化したり、デュー・プロセス規程を改善することによって金融危機以後、インプットの側面から正統性を強化しようと模索していることが指摘できる。いっぽうで、アウトプットの側面は金融危機以後、どのように変化しているのだろうか。小形（2015）は2011年にIASB議長がHoogervorst氏に交代した結果を分析するため、2001～13年のIASBの基準開発の推移を検討している。本検討によると、議長交代後の2011年7月以降、新設される会計基準の公表数は低迷しており、かつ、会計基準のガイダンス化、単純化、あるいは緩和など、財務諸表作成コストの改善を意図した基準開発にIASBが移行していることが指摘されている。すなわち、「（筆者注：2011年7月～2013年の）当該期間のIASBの基準開発行動は、それ以前と比較して、量的側面のみならず、質的側面においても積極的なものではなかった」（小形，2015，82頁）のである。また、IFRS財団が公表しているアニュアル・レポートに対するテキスト分析の結果、「IASBの関心が、2011年以降、投資家からの信頼獲得を第一義とした技術的な発展から、既存実務を見直し、それらの利害関係者に及ぼす影響や彼らの利害の調整を重視することに変化している可能性がある」（小形，2015，83頁）と指摘している。

本節で検討してきた金融危機後のIASBの変化は2つの正統性の見地からどのように捉えることができるだろうか。そもそも、IFRS財団はその定款において、IFRSの目的を次のように定義している。

「この基準は、世界の資本市場への参加者とその他の情報利用者の経済的意思決定に役立つように、財務諸表やその他の財務報告における高品質で透明な、そして比較可能な情報の提供を求める」（IFRSF, 2016a, para1(a)）。

IFRSは「資本市場への参加者」との記述に表れているように、投資意思決定に有用な会計情報を提供するという、投資家への「有効性」の提供、換言すればアウトプットの正統性に訴える形で普及が推進されてきた。Suzuki（2012）が指摘するように、「IFRSは『公正価値』と『原則主義』による『透明性』と『比較可能性』の高い『高品質』な会計基準であり、これを『世界統一基準』とすることにより『資本市場の効率性』を促進するというレトリック」（Suzuki, 2012, 27-28頁）によって普及した側面がある。しかし、金融危機以後に注目すると、これまでの全面公正価値の適用など革新的な会計基準の開発から、各国・各団体の利害調整に重点をシフトさせている。金融危機により、公正価値会計に対する批判が相次いだ。批判

は、従来から存在する収益費用観と資産負債観の対立といった会計観の相違によるものに留まらず、景気循環増幅効果 (Procyclicality) による経済への悪影響といった、マクロ経済の面からの批判も含まれる。FSF (Financial Stability Forum: 金融安定化フォーラム) は、2009 年 4 月に公表した景気循環増幅効果に関する報告書の中において次のような勧告を行っている。

「会計基準設定主体および監督当局は、公正価値会計と潜在的に関連する悪影響を緩和するために関連基準への可能な変更を検討するべきである」(FSF, 2009, p. 26)。

このように、「2001 年の発足当初は、『IFRS は質の高い会計基準であり、IFRS を適用した財務諸表は透明性が高い。したがって IFRS を統一基準として世界各国で受け入れれば財務諸表の比較可能性が高まるはずだ。』という認識が世界の市場関係者の間で概ね共有されていた」(辻山編, 2015, 2 頁) ものの、金融危機などを通じ、様々な批判にさらされた IASB は、「当初の提案の多くが市場関係者からの激しい反発に遭遇して大幅な修正を余儀なくされて最終基準に漕ぎつけるか、プロジェクトそのものが頓挫する結果」(辻山編, 2015, 3 頁) となった。当初、投資意思決定の有用性の改善を謳った IFRS の威信は低下し、IASB の問題解決能力に疑問符が付く結果となったのである。このことは、正統性の見地からはアウトプットの正統性が低下したと指摘することができよう。そこで IASB は、利害関係者の公式的な参加機会の拡大や ASAF を通じた代表性の改善、デュー・プロセス規程の改訂による透明性の向上などを通じ、インプットの正統性を強化し、正統性の獲得を模索しているとみることができる。いっぽうで、第 3 節で検討したように、EU ではインプットの拡大を図った結果、アウトプットの正統性が低下するという正統性のジレンマ状態が観察されている。小形 (2015) が指摘するように、IASB の多様な利害関係者の取り込みは、「IASB の基準開発活動が、これまで以上に政治的な色彩を帯び、複雑化・長期化する可能性があることを意味する」(小形, 2015, 89 頁) のであって、EU と同様の正統性のジレンマに陥る危険性が高い。IASB が同様の轍を踏まないためには、これまでのロジックとは異なる、何らかの有効性や問題解決能力の提示が必要となるだろう。

5 結びに代えて

本稿では、国際政治学、とりわけ EU の正統性研究で用いられるインプットおよびアウトプットの正統性という 2 つの正統性を軸に、金融危機以後の IASB の変化について考察を行ってきた。

まず着目したのは国際政治学における EU 研究である。EU は幾度か訪れた危機を、インプットの正統性に訴えかける形で危機の克服を模索した。しかし近年、EU の有効性や問題解決能力といったアウトプットの正統性が疑問視され、アウトプットの正統性に依存することが困難

になった EU は、インプットの正統性に軸足を移し、加盟国を拡大し、欧州議会の権限を強化する改革を行った。しかし結果として EU の異質性が増大し、問題解決能力が低下するというジレンマに陥っていることを本稿では検討した。

IASB が策定する IFRS は、投資意思決定の有用性の向上を中心に、投資家に有用な会計基準であるとの有効性を謳ってきた。しかし金融危機以後、公正価値会計の全面適用などの当初の主張は後退し、各国や各団体との調整に近年は基準開発の主軸を移しつつある。IASB が調整機能化するならば、これまでの「投資家への有用な情報提供」のような有効性・問題解決能力の高さを主張するロジックは誇示できない。関与する団体の拡大により、会計基準開発がこれまでより長期化する可能性もあり、結果としてアウトプットの正統性が一層低下する危険性がある。

本稿での検討の結果、アウトプットの正統性を確保が困難になった国際機構は、インプットの正統性に依ること、組織の正統性を維持しようと行動する傾向が明らかとなった森（2015）の3つの正統性との関連でいえば、実質的正統性が低下するような状況におかれた国際機構は、政治的・手続的正統性に焦点を当てながら正統性の回復を図る。すなわち、3つの正統性は相互補完的に機能しており、1つの正統性の棄損を他の正統性によって補填するような動きがみられるのである。この点を明らかにしたことは本稿の理論的含意である。ただし、EU と IASB に関する検討のみでは含意を一般化することはできないため、今後の研究によって克服すべき点である。また、EU と同様の正統性のジレンマに陥る可能性が IASB に存在することを本稿では実践的含意として指摘することができた。IASB が EU と同様の正統性のジレンマに陥らないためには、IASB が策定する IFRS について達成すべき目的を再定義し、その目的を達成するための有効性や問題解決能力が IASB に備わっていることを訴える新たなロジックの構築が必要になると考えられる。

注

- 1) 先行研究ではしばしば「民主主義の赤字」論と訳出されるが、本稿では文脈に照らし合わせ、「民主主義の不足」論と訳出することとする。
- 2) 庄司（2006）は、民主主義の赤字を解決するには①主権者が選挙による代表を通じて決定に対するコントロールを行う国内の民主主義を国際レベルでも貫徹させる、②国家を越えた場での決定に何らかの民主的コントロールを及ぼすルートの確保、のいずれか、もしくは両方を追求する必要があると主張する（庄司, 2006, 210 頁）。
- 3) EU における IFRS のエンドースメントも当該手続の対象である。
- 4) 臼井（2012）によれば、排出量取引制度の追求のような気候変動問題以外にも、REACH 規制や RoHS 指令、WEEE 指令といった EU 域内の環境規制を、国際制度に組み込むことで競争力を高めようとする動きがみられるという。
- 5) IASB の金融危機への対応は「国家の利害から独立しているはずの IASB が、EU の地域利害を代弁する形」（大石, 2012, 195 頁）になったと評されている。

参考文献

- EU (2007) *Treaty of Lisbon*. European Union (鷺江義勝監訳「欧州同盟条約および欧州共同体設立条約を改定するリスボン条約 (翻訳) (一)~(三)」『同志社法学』第 60 巻第 2 号, 369-401 頁, 第 60 巻第 4 号, 305-412 頁, 第 60 巻第 5 号, 531-600 頁, 2008 年).
- Financial Stability Forum (2009) *Report of the Financial Stability Forum on Addressing Procyclicality in the Financial System*. http://www.fsb.org/wp-content/uploads/r_0904a.pdf.
- G20 (2008) "Declaration summit on financial markets and the world economy", <http://www.g20.utoronto.ca/2008/2008declaration1115.html>.
- IFRS Foundation (2016a) *Constitution*. IFRS Foundation.
- (2016b) *Due Process Handbook*. IFRS Foundation.
- Richardson, A. J. and B. Eberlein. (2011) "Legitimizing transnational standard-setting: The case of the International Accounting Standards Board," *Journal of Business Ethics*, Vol. 28, No. 2, pp. 217-245.
- Scharpf, F. W. (1999) *Governing in Europe*. Oxford University Press.
- Suzuki, T (2012) 「オックスフォード・レポート：日本の経済社会に対する IFRS の影響に関する調査研究」『金融庁提出ポリシー・ディスカッション・ペーパー』1-217 頁。
- Wiercx, J. (2011) *The Democratic Legitimacy of European Social Movement Organisations: All for One and One for All?* Nomos Verlagsgesellschaft.
- 臼井陽一郎 (2012) 「EU の環境政策と規制力」遠藤乾・鈴木一人編『EU の規制力』日本経済評論社, 145-160 頁。
- 遠藤乾 (2013) 『統合の終焉 EU の実像と論理』岩波書店。
- 大石桂一 (2012) 「会計規制の枠組み」大日方隆編著『金融危機と会計規制—公正価値測定の誤謬—』中央経済社, 167-201 頁。
- 小形健介 (2015) 「IASB における会計思考と基準開発活動—2011 年—2013 年を対象として—」『国際会計研究学会年報』2014 年度第 2 号, 77-92 頁。
- 小川有美 (2003) 「ヨーロッパ化と政治的正統性の行方」『日本比較政治学会年報』第 5 巻, 1-24 頁。
- 小賀坂敦 (2013) 「会計基準アドバイザー・フォーラム (ASAF) について」『会計・監査ジャーナル』第 696 号, 31-35 頁。
- 児玉昌己 (2016) 「危機時代における EU・欧州議会の権限強化の動向—立法権限, 行政府構築, 通貨分野への関与強化—」『阪南論集 社会科学編』第 51 巻第 3 号, 75-91 頁。
- 庄司克宏編著 (2006) 『国際機構』岩波書店。
- 辻山栄子編著 (2015) 『IFRS の会計思考—過去・現在そして未来への展望』中央経済社。
- 角ヶ谷典幸 (2014) 「認識と測定」平松一夫・辻山栄子責任編集『会計基準のコンバージョン』中央経済社, 第 6 章所収, 177-211 頁。
- 森海太 (2015) 「金融危機と IASB—正統性基盤の変化に焦点を当てて—」『愛知淑徳大学論集—ビジネス学部・ビジネス研究科篇—』第 11 号, 115-127 頁。
- 山田康裕 (2009) 「IASB の正統性」藤井秀樹主査『会計制度の成立根拠と GAAP の現代的意義』日本会計研究学会スタディ・グループ中間報告書, 31-48 頁。

(付記) 本稿は日本会計研究学会 第 77 回大会自由論題報告「金融危機後の IASB の変化—2 つの正統性の視点から—」(於：神奈川大学) をもとに加筆修正を加えたものである。また、匿名の査読者より貴重なコメントを頂戴した。ここに記して感謝申し上げます。

Changes in the IASB following the Financial Crisis — The Perspectives of 2 Legitimacies

Junta MORI

Summary

Several changes in the International Accounting Standards Board (IASB) are evident since the 2008 financial crisis. For example, on the organizational front, the IASB built a mechanism with the involvement of numerous stakeholders (groups), while on the procedural front, its stance emphasizes due process. On the other hand, its retreat from insistence on the application of fair value accounting is evident.

This study takes two legitimacies employed in previous EU-related research as its analytical perspective. Since the financial crisis, the IASB retreated from its original claims and is moving its central focus of standards development to coordination with various countries and groups. As the number of concerned groups expands, the IASB encountered prolonged standards development, with a resulting risk of reduced output in terms of its legitimacy. That is to say, the IASB may potentially fall into the same dilemma as the EU.